

## 京の魅力向上パートナーシップ事業について

この度、京都土木事務所では、8月1日付けで「京の魅力向上パートナーシップ事業」を立ち上げ、府民協働の維持管理を実施することとしたところです。

今年度事業協働協定を締結する予定の協働団体の活動内容は、いずれも鴨川の維持管理に関する内容です。

### 記

#### 1 京の魅力向上パートナーシップ事業について（別紙1）

京都土木事務所が管理する公園、河川又は港湾において、美化清掃等を中心とした環境保全活動や魅力向上活動等を住民との協働により実施する事業

※府の他の土木事務所で実施している「さわやかボランティア・ロード事業」や「うるおい水辺パートナーシップ事業」と同様の制度

#### 2 今年度協定締結予定の協働団体（別紙2，3）

##### ① 団体：大宮小学校、上賀茂小学校

場所：鴨川御蔭橋下左岸

内容：御蔭橋下の情報掲示板に鴨川の環境・防災等に係わる学習資料の掲示と清掃等

##### ② 団体：学校法人 うりゅうやま 瓜生山学園 京都芸術大学

場所：鴨川「葵公園」

内容：葵公園内に和風小庭園の築造と清掃活動・除草等

##### ③ 団体：京都出雲阿国顕彰会 いずもおくにけんしょうかい

場所：鴨川四条大橋上流左岸

内容：出雲阿国像回りの藤袴 ふじぼかま の鉢植と清掃活動・除草等

#### 3 協働団体への支援

保険の加入、必要な用具・資材の貸与又は支給、回収した廃棄物等の処分や必要に応じ団体の名称や活動内容を記載したサイン看板の設置

## 京の魅力向上パートナーシップ事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府京都土木事務所（以下「土木事務所」という。）が管理する公園、河川又は港湾（以下「公園等」という。）において、美化清掃等を中心とした環境保全活動や魅力向上活動等を住民との協働により実施する京の魅力向上パートナーシップ事業（以下「事業」という。）について定めるものとする。

### (対象となる団体)

第2条 事業は、企業や学校等の法人のほか、自治会、町内会や法人の構成員からなる任意団体で会則及び会員名簿を有する団体を対象とする。ただし、次に掲げる団体を除くものとする。

- (1) 未成年者のみによって構成される団体
- (2) 破壊的あるいは反社会的行為に関わる構成員からなる団体
- (3) 直接的若しくは間接的に営利目的での活動を行う団体
- (4) 原則、他団体が活動している区域で活動をしようとする団体

### (事業の実施)

第3条 事業を実施しようとする団体は、申出書（別添様式1）を土木事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。なお、任意団体については、申出書に会則と会員名簿を添付するものとする。

2 申出書の内容又は添付書類に変更があった場合は、速やかに所長あて提出するものとする。

### (協定の締結)

第4条 所長は、前条の申出書の提出があった場合は、速やかに審査の上、事業協働に係る協定（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

2 協定書の期間は1年以内とし、更新を妨げない。また、協定内容に変更が生じる場合は、速やかに変更することとし、協定を解除する場合も同様とする。

### (団体の責務)

第5条 団体が協定書に係る活動を行う場合は、自己の責任において行うものとし、事故又は第三者や関係機関との連絡調整、交渉等についても自己の責任において処理するものとする。

2 団体は、魅力向上のための工作物等を公園等に設置し、又はイベント等を行おうとするときは、前条の協定書に記載したものを除き、占用若しくは使用許可を得なければならない。

3 団体は、公園等の管理上支障となる工作物の設置やイベントをしてはならない。

(所長の責務)

第6条 所長は、団体が行う協定書の活動に対し、予算の範囲内で、次の支援を行うことができる。

- (1) 団体の構成員を被保険者とした賠償責任及び傷害保険への加入
- (2) 活動に必要な用具、資材の貸与又は支給
- (3) 環境保全活動により回収した廃棄物等の処分
- (4) 団体の活動する公園等の区域に、必要に応じ団体の名称や活動内容を記載したサイン看板の設置

付 則

(施行の期日)

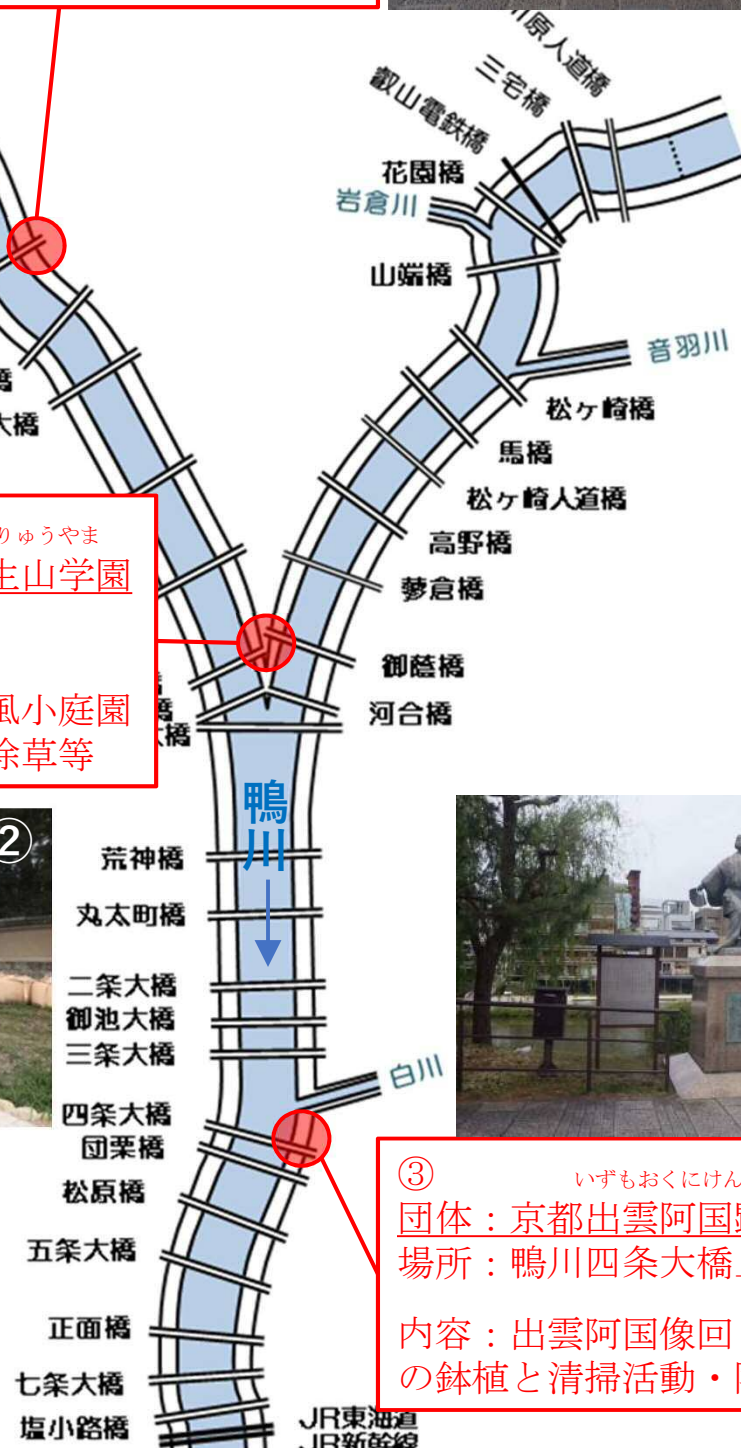
- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。

京の魅力向上パートナーシップ事業 位置図

①  
団体：大宮小学校、上賀茂小学校  
場所：鴨川御菌橋下左岸  
内容：御菌橋下の情報掲示板に鴨川の環境・防災等に係る学習資料の掲示と清掃等



②  
団体：学校法人 うりゅうやま 瓜生山学園  
京都芸術大学  
場所：鴨川「葵公園」  
内容：葵公園内に和風小庭園の築造と清掃活動・除草等



③  
団体：京都出雲阿国顕彰会  
場所：鴨川四条大橋上流左岸 ふじばかま  
内容：出雲阿国像回りの藤袴の鉢植と清掃活動・除草等

協働団体の概要

(別紙3)

団体名	団体概要（構成員数）	事業内容	活動申出箇所
大宮小学校 上賀茂小学校	京都市立の小学校（学生と教師・約100名）	御菌橋下の情報掲示板に環境・防災等に係る学習資料の掲示と清掃活動	鴨川御菌橋下左岸
学校法人 瓜生山学園 京都芸術大学	旧京都造形芸術大学（学生と教師・約10名）	葵公園内に和風小庭園の築造と清掃活動・除草等	鴨川「葵公園」
京都出雲阿国顕彰会 <small>いずも おくに けんしょうかい</small>	出雲阿国の生誕・終焉の地である島根県出雲市出身者を中心の構成員31名の団体。平成21年3月の設立以降、鴨川四条大橋東詰の出雲阿国像周辺の清掃活動を続けている。（約30名）平成25年の出雲大社の平成の大遷宮【だいせんぐう】前に出雲阿国里帰りとして四条大橋にあるのと同じ銅像を出雲市に寄贈し、荒巻元府知事が竣工式に参加。	島根県の出雲阿国顕彰会（約200名）と交流事業をする中で、島根県と京都府にある阿国像の回りに時期を合わせて藤袴【ふじばかま】（阿国の故郷の花）を配置することを計画している。藤袴は源氏藤袴会（京都市）から貸与を受け併せて、出雲阿国像周辺の清掃・除等を行う。	鴨川四条大橋上流左岸